② 主たる貸店舗の面積が施設全体の８割を超える場合は、その他の小売業の店舗面積が1,500平方メートル未満である ③ 共用部の大部分が屋外にある施設及び地下街に該当しない		
12	貸事務所業（統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業のうち貸店舗業及び貸倉庫業を除く事業）	ビルのエネルギーを計算して省エネルギー対策適用時の削減効果を比較評価するツールによって算出される、当該事業を行っている事業所におけるエネルギーの削減余地（単位　パーセント）を、事業所ごとのエネルギー使用量により加重平均した値	16.3％以下

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［新規］

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第六十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の一部を改正する規則

原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（実績報告） **第十二条**　［略］ ２・３　［略］	（実績報告） **第十二条**　［略］ ２・３　［略］

4　交付金事業者は、前項の規定により経済産業大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。

5　経済産業大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［新設］

4　経済産業大臣は、前項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第六十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成